CRPD/C/FRA/RQ/1

フランス　初回審査　事前質問事項への回答　（JD仮訳）

２０２０年11月

Replies of France to the list of issues in relation to its initial report\*,\*\*

\* 本資料は正式な編集を経ずに発行されている。

\*\* 本報告の附属資料は委員会のWebページで閲覧できる。

I. 目的および一般的な義務（第1条～第4条）

事前質問事項（CRPD/C/FRA/Q/1）のパラグラフ1（a）への回答

1. 障害のある人に自己決定の機会を与え、自らの選択を示すことができるように支援を行うことは、この分野におけるフランスの公約と取組みの基盤である。

2. 県の障害者センターは、要望に応え、最も適切な解決策を提供するために、その人の人生の目標の観点からニーズを検討している。

3. 新しい形式の要望書により、当事者は自分の期待やニーズを提示しやすくなった。県のセンターのための共通情報システムの構築は、2005年に成立した法律に沿って、一連の中核的な専門業務の基礎となっている。すべての県のセンターのチームは、変革管理（change management）に関する指導を受けている。研修では、人生の目標の検討、利用可能なサービスの範囲、機能障害や状態に関する情報が取り上げられていて、また、評価を揃えるためのツールも導入されている。

4. 自閉症に関しては、以下の2つの取り組みにより、国際的な勧告に従って国民保健局が推奨する優良事例に基づいて、ニーズ評価が改善される。

- 7歳以下の子どもを対象とする早期発見と介入のためのセンター（2019年には27カ所、2021年末までに全国での設置を計画）

- 診断されることなく施設に入所中の成人の診断の特定（2021年末に全国規模の運用開始を計画）

5. 障害のある人の自らの権利に基づいて行動する人としての役割を強化し、障害のある人との協働による地域での課題解決のビジョンを描くために、現在、総合対応拠点（360-degree platform）を地域社会レベルで全国に設置し、ニーズへの地域の対応力を強化している。この拠点は、2018年発表の「すべての人のための支援を伴う解決（a supported solution for all）」の方法論に基づいて、一人一人が何を必要としていても解決策を見つけられるオンラインサービスを提供している。

事前質問事項のパラグラフ1（b）への回答

6. フランスは、条約を批准する際、いかなる留保も付けなかった。しかしながら、第15条の「同意」に関するものを含め、いくつかの解釈宣言を行ったことは事実である。フランスは、欧州評議会（Council of Europe）の「人権と生物医学に関する条約」や「生物医学研究に関する追加議定書」などの国際的文書や、それらに沿った国内法に準拠して、「同意」という用語を解釈していることを確認する。

事前質問事項のパラグラフ2（a）への回答

7. 障害の問題は、影響評価（impact evaluation）の中で一段と考慮されるようになってきている。

- 2017年に第15国会で採択された24本の法律のうち、9つは公共政策を扱い、そのうちの6つは障害に関する規定によってもたらされた影響を検証している。

- 2018年に採択された42本の法律のうち、18は公共政策を扱い、そのうちの13は障害に関する規定の予想される影響を検証している。

- 2019年に採択された46本の法律のうち、14は公共政策を扱い、10は障害に関する規定の予想される影響を検証している。

8. 2018年1月以降、各省庁は上級公務員を障害連絡先として任命し、公共政策の構想において障害の問題が考慮されるようにしている。

事前質問事項のパラグラフ2（b）への回答

9. 2017年以降、フランスは、障害のある人のインクルージョンと生活環境の改善に関する積極的な政策の充実を図ってきている。都市計画、建設、商品・サービスなどの部門では、ユニバーサル・アクセシビリティや機能性の概念を段階的に、また有機的に取り入れている。

10. インターネットや商品・サービスのアクセシビリティに関する欧州指令は、国内法に取り入れられつつあり、ユニバーサルデザインの原則の実現を促進している。

事前質問事項のパラグラフ2（c）への回答

11. 全国障害者協議会（National Consultative Council of Persons with Disabilities）の2020-2023年の任期[[1]](#footnote-1)では、ほとんどの委員を障害のある人が占めることになり、公共政策の構想における障害がある人の役割が強化された。協議会に新設された「海外領土・市民権委員会」は、各県の市民権・自治協議会などの地域関係者と連携し、公開協議を開始する。欧州問題に関するフランス障害者協議会は、全国障害者協議会のメンバーである。

12. 以下のようないくつかの機関では、障害者団体の関与規定が設けられている。

- 自立のための全国連帯基金の理事会

- 地方レベルでは、県の障害者センターおよび障害のある人の権利と自律に関する委員会

- 2019年に設立された学校をインクルーシブにするための全国監視委員会

- 介護者支援戦略向けの監視委員会

- 障害者雇用政策の監視・評価委員会

- 処遇改善の促進および虐待の防止のための委員会

13. より一般的には、障害のある人はすべての主要な改革について協議を求められるべきである。

事前質問事項のパラグラフ2（d）への回答

14. 障害のある人の権利を尊重することは、多くの省庁の職員の基本研修・採用後研修で指導されてきている。

15. 多様性認証（Diversity Label）（差別と闘い、障害を含む多様性を促進）に関連する活動が2019年に一段と強化された。50万人以上の公務員を含め、この認証を取得した事業体で働いている人は100万人以上に達している。

16. 2020年の全国障害者会議の後、全国名鑑に掲載されている認定研修プログラムの内容を規制するフランス国立職業能力開発機関（France compétences）が用いている適格性の枠組みに、障害が含まれているかどうかを監視する仕組みが段階的に構築されてきている。

II. 特定の権利（第5条～第30条）

平等及び非差別（第5条）

事前質問事項のパラグラフ3（a）への回答

17. 刑法は、障害に基づく差別が犯罪となる状況を明示している（例：商品やサービス、採用やインターンシップの拒否、経済活動の行使の妨害）（225条（1）および（2））。合理的配慮を提供しない、または提供を拒否することは、それに合法的かつ相応の理由があるとみなされない限り、差別的であるとみなされる可能性がある。障害を理由とした合理的配慮についての判例はまだ存在していない。

18. 教育の分野では、試験や競争の場での配慮の権利が確認されている。行政当局が命じた配慮を拒否することは、医師の助言に基づく場合であっても、差別の一形態として訴訟の対象となる可能性がある。

19. 建築分野では、建築基準法がアクセシビリティの基準を義務付けているため、新築の建物に関して配慮を拒否することはできない。この要件の例外は、敷地の地形によってアクセシビリティ措置が不可能な場合だけである。

事前質問事項のパラグラフ3（b）への回答

20. 複数の、そして交差的な形態の差別が考慮されることが多くなってきている。例えば、国内的に大きな関心事となっているジェンダー平等の分野では、2019年に開始された家庭内暴力に関する協議の中で提案された施策の一部が、交差的な差別を認めざるを得ないことが明確にされた。

1.成文法は、差別理由の重複数に応じて罰則を厳しくすることを規定していないが、民事判例法には、特に障害のある人に関してではないが、多重差別の概念を認めた2つの判例（2018年2月21日のパリ控訴裁判所判決と2010年10月27日のモンペリエ控訴裁判所判決）がある。刑事裁判所も同様のアプローチを採用している。

事前質問事項のパラグラフ3（c）への回答

22. 他の被害者と同様に、あらゆる種類の差別を受けたと考える障害のある人は、管轄の捜査機関に、または直接検察官に、刑事告発を行うことができる。

23. 例えば、2017年1月19日の判決で、バイヨンヌ裁判所は、いわゆる安全上の理由で障害のある乗客の搭乗を拒否した航空会社Easy Jetに6万ユーロの罰金を科した。

24. 民事事件では、事実が立証された場合、検察官が採用したアプローチに応じて、申立人は賠償を請求することができる。

25. 代わりに、あるいは追加で、権利擁護官（the Defender of Rights）に申し立てることもできる。

障害のある女性（第6条）

事前質問事項のパラグラフ4（a）への回答

26. 雇用の分野では、2018年に、女性を含む障害のある人を代表する団体との初めての協議が行われた。結果として得られた提言のいくつかは、障害のある女性の特定の状況に焦点を当てている。

27. 家庭内暴力に関する国内協議の作業には、障害のある女性、女性の医療従事者、ボランティア分野で働く人々、女性の被害者が参加した。障害の専門家は、11の作業部会が障害のある人の問題を体系的に考慮するようにした。障害に関する特別グループは、性教育の問題や、指標、ジェンダー別のデータについて検討した。

事前質問事項のパラグラフ4（b）への回答

28. 2012年以降、ジェンダー平等と反差別の連絡先に任命された各省庁の上級公務員は、障害とインクルージョンの連絡先とともに、関連する省庁の政策や事業体全体で平等政策がメインストリーム（一般）化されていることを確認している。

障害のある子ども（第7条）

事前質問事項のパラグラフ5（a）への回答

29. 「子どもの保護戦略2020-2022」は、子どもの権利の享受を保証することを目的としており、障害のある子どもと親に特に焦点を当てている。

30. 省庁間の監視委員会が、対策の実施を保証している。そして、毎年、検査官が地域活動の監視の報告をし、優良事例を紹介している。

31. 障害のある子どもの亡命希望者または難民に関しては、外国人の入国・滞在および亡命の権利に関する法典L.744-6条に基づき、フランス移民統合局が、手続きのあらゆる段階で亡命希望者の個別のニーズと脆弱性を評価する責任を有している。同局は、亡命希望者が子どもを連れているかどうかを考慮して計算される亡命希望者手当の運用も行っている。

32. 亡命者や無国籍者の申請を審査するフランス難民・無国籍者保護局は、国の受け入れシステムの中で優先的に扱われる障害のある子どもを連れているすべての亡命者に対して同一のアプローチをとっている。

33. 同伴者のいない障害のある亡命希望の子どもは、子どもの社会福祉と障害者制度の対象に含まれる。

34. 障害のある人を含む弱い立場の亡命希望者への支援に関する行動計画が実施されている。

事前質問事項のパラグラフ5（b）への回答

35. 支援サービスを多様化する政策の目的は、以下のとおりである。

- 例えば、学校や家庭を訪問するモバイルチームの創設や、レクリエーションセンターでの支援の提供など、利用者の生活の場の近くでの新しい支援の選択肢を導入する。

- 医療・社会施設をコミュニティに開放し、社会的改革を促進する集いの場として、インクルーシブな地域や近隣づくりを促す。

事前質問事項のパラグラフ5（c）への回答

36. 当局は、若年者が関心を持つ公共政策の策定に若年者を参加させることを常に模索している。

37. 「子どもの保護戦略2020-2022」に関する若年者との協議では、約1,200の回答が寄せられた。この戦略で規定されている拡大監視委員会における若年者の発言権は保証されることになる。

38. 行政および裁判所の手続きにおいて、子どもは審査官との面談を請求することができる。そのような請求は、子どもが判断力や資格を欠いている場合でなければ、拒否することはできない。審査官は、判断力を評価する裁量権を持っている。

39. すべての手続きにおいて、障害のある子どもは、他の子どもと同様に、通訳者または宣誓の下で行われた自分の発言を伝えることができる者を同伴させることができる。

40. 県の障害者センターによる子ども向けプロジェクトの開発では、障害のある子どもの意見と参加が求められている。

意識の向上（第8条）

事前質問事項のパラグラフ6への回答

41. 障害のある人に対する固定観念、偏見、ハラスメントを許さないためのいくつかの取り組みが行われている。

- 2019年に、放送局とその関係団体は、視聴覚メディアにおける障害および障害のある人の表現に関する憲章に署名した。

- 2021年には、障害の表現方法の変化を加速させるための全国的な意識向上キャンペーンが開始される。

- プロジェクト・デュオデイ（DuoDay）はに2018年以降全国各地で開始されてきている。

- 自閉症と神経発達障害に関する国家戦略が、当事者とその家族の生活に与える影響についての年次調査（イプソス調査）が企画され、2020年6月に公表された。

- 子どもの発達の遅れの発見に関する全国的な意識向上キャンペーンを2020年10月にメディアなどで開始する（30秒の動画を9本制作）。

- 2020年の全国障害者会議について大規模なメディア報道が行われ、そのために多数の国民が行動を起こした。24時間で、フランスのすべての人が平均約3回このトピックに接し（メディアインパクトスコア337）、約15,000件のツイートと79,000件のFacebookでのやり取りがあったことが注目された。

アクセシビリティ (第9条)

事前質問事項のパラグラフ7（a）への回答

42. 一般に公開されている約100万の施設がアクセシビリティ改善に取り組んでいる（2015年は33万3,000事業所）。海外の県では、状況がより複雑な(訳注:コモロ連合が領有権を主張)マヨットを除いて、取り組みは同様である。

43. 小規模な公共施設では、情報が不十分なことや、複雑でコストがかかるという認識から、計画されたアクセシビリティの課題に十分に取り組んでいない。

44. 2年以内に、デジタルサービスを用いて、すべての公共施設を特定して所在地を確認し、管理者や所有者にアクセシビリティの取り組みを促す目的で、それらのアクセシビリティのレベルを提示する。

45. 交通の分野では、アクセシビリティ指針により、特に優先順位の高い駅でのサービスをアクセシブルにするための取り組みが大幅に加速された。まだアクセシブルでない駅でも、普遍的な移動の権利は、個別の配慮、駅構内の支援、代替輸送手段を通じて保証される。

46. 列車ネットワークのアクセシビリティに関しては、法律で3つの3年ごとの期間が定められている。列車のアクセシビリティ指針では、2024年までに800の駅をアクセシブルにすることが定められているが、現在アクセシブルな駅は300である。鉄道車両はそれぞれのリニューアルのときにアクセシブルとされることになる。

47. バスでの移動に関しては、都市部の優先停留所の50～70％がアクセシブルであるのに対し、都市間(高速)バスの停留所では15～30％となっている。

48. 最後に、2019年のモビリティ法は、交通機関のアクセシビリティに関するデータの体系的な収集と公表を規定することで、障害のある人の自立生活を促進している。

事前質問事項のパラグラフ7（b）への回答

49. 2020年には、534のフランスのサービスハブ（ワンストップの地域密着型センター）が、特に農村部や優先地区での公共サービスへのアクセスを促進することになる。各郡（canton）には、2022年までにこのようなハブが1つ設置される。ハブの規約では、障害のある人が質の高い、利用しやすい支援を受けられるようにすることが規定されている。デジタルアクセスに関しては、支援のためのスタッフが配置される。

50. 2019年に採択された「インクルーシブな国に向かってのマニフェスト[[2]](#footnote-2)」に含まれる10の公約のうち5つが、公共サービスの物理的、デジタル、そして電話によるアクセシビリティの強化に関連する内容を含んでいる。

51. 住宅へのアクセスを容易にするため、2019年には3階建て以上の新築アパートにエレベーターの設置が義務づけられた。2021年1月1日からは、住宅を特定のニーズに合わせやすくするために、バスルームには段差のないシャワーが設置される。

52. 教育に関しては、保護者のためのヘルプラインがすべての県に設置されている（2019/20学年度の開始時には15,000件の電話があった）。

事前質問事項のパラグラフ7（c）への回答

53. 2019年2月から総合的な会話サービスが運用されている。それは、海外に文書形式のメッセージを送信するための現地の事業者と契約を結べば、海外の県、地域、領土でも利用できる。

54. 2019年の同サービスの着信数は16,864件、うち中継での着信数は4,648件であった。

事前質問事項のパラグラフ8（a）への回答

55. デジタルアクセシビリティの基準は定期的に更新されている。アクセシビリティ向上のための一般的な参照ガイドの第4版が2019年7月に発行された。このガイドは当初、政府省庁のみを対象としていたが、現在では公共または地域サービスの提供を契約している企業や、売上高が2億5000万ユーロ以上の企業にも拡大されている。

事前質問事項のパラグラフ8（b）への回答

56. 代替・付加技術の利用を促進することを目的として、以下の施策が実施されている。

- eアクセス国家認証（eAccessible State Label）は、政府のインターネットサイトやアプリがデジタルアクセシビリティ基準を組み入れていることを認定している。

- [design.numerique.gouv.fr](https://design.numerique.gouv.fr/)のサイトでは、デジタルアクセシビリティに関する問題、義務、研修、およびサイトの検査を依頼することのできる公的契約などを紹介し、政府部門の意識を高めている。

- オンラインプロジェクトの品質を証明するオプカスト検定（フランス版ウェブデザイン技能検定、Opquast）が政府関係者に提供されている。

- デジタルプロジェクトの管理者を対象とした無料のe研修を実施。

- 地域生活への関与と地域に根ざした政府の活動に関する2019年法に従い、人口1万人以上の地方自治体は、3年以内の試行期間中に、少なくとも1人の職員にフランス手話言語の現任研修を実施することを求められている。

57. デジタル共和国の創設に関する法律の2019年施行令では、アクセシビリティに関する声明を出す義務、複数年のアクセシビリティ計画を公表する義務、およびアクセシビリティ要件の対象となるウェブサイトのアクセシビリティのレベルを公表する義務を果たさなかった場合に、罰金を科すという規定が設けられている。

危険な状況および人道的緊急事態（第11条）

事前質問事項のパラグラフ9（a）への回答

58. コロナウイルス感染症（COVID-19）の危機は、ロックダウン期間とその解除期間における支援策を、障害のある人とその代表者とともに策定する必要があることを明確に示してきている。これに関連して、全国障害者協議会は、政府の取組の実施に関する勧告を発表した。また、協議会の専門知識を活用した結果、健康危機に関する公式情報（大統領の声明、保健省の毎日の記者発表、わかりやすい版、政府ウェブサイトのデジタルアクセシビリティ）のアクセシビリティが向上した[[3]](#footnote-3)。

59. 協議会は、政府の支援を受けて、地域の支援活動を掲げるsolidaires-handicaps.frというサイトを運営している。

60. さらに、市民・自治に関する県協議会がこの問題を取り上げ、人々の権利が尊重されていることを確認している。

事前質問事項のパラグラフ9（b）への回答

61. 新型コロナウイルス感染症による危機は、人々の個々の状況とは無関係に、支援のあり方を変えた。対応の第一段階では、オーダーメイドの広範な解決策の模索を含むように支援が強化され、その後、ニーズ分析と最も複雑な状況の処理を含む第2段階が続いた。このような状況では、その人のネットワーク全体を動員した現地対応が効果的であることがわかった。また、支援や住居の解決策も見つかっている。

62. この危機は、解決できない深刻な問題を経験し、協調的または地域での対応を必要とする状況に置かれている障害のある人や介護者のためのアクセシブルな全国規模のヘルプラインの確立を緊急のものとしている。

63. 亡命希望者の住宅へのアクセスは、適切な住宅と支援を提案するための脆弱性評価によって確保されている。すべての亡命希望者は、収容センターまたは緊急住宅を利用する権利がある。2つの回覧（2018年12月31日付、2019年12月27日付）は、障害のある亡命希望者のための住宅の用意を増やすことを行政の主要責任者に促している。

法の下の平等な承認（第12条）

事前質問事項のパラグラフ10への回答

64. 障害のある人の代表権と自由意思による同意は、成人の法的保護の動向に関する2018年の報告書に基づいて2019年司法制度企画法に規定された法的措置によって保証されており、したがって、それが保証されることは、障害のある人の権利の確実な承認に向けた前進の証となっている。そのことによって、特定の財産関連行為や、婚姻、パートナーシップ、離婚、投票などの基本的な権利の行使、医療への同意を与えるときに、司法による事前の承認は不要になった。

65. この要件の解除は、保護されている成人が自分の意思を直接表明できるようにすることを目的としているが、裁判官が引き続き保護措置を継続的に監督する義務を有しているため、保証の喪失を意味するものではない。

66. 自己表現と自己決定の原則に基づいた補完的なアプローチも用いられている。

67. 「すべての人のための支援活用解決」事業の一環として行われた措置は、著しい変化をもたらしてきている。障害のある人は、自分に合った解決策を見出すためのミーティングに参加するようになった。ピアサポートも推進されている。利用者の知識を受け入れることで、障害のある人、その家族、専門職の関係が変わり、障害のある人が自分自身の権利を持った行為者として認識されるようになる。

事前質問事項のパラグラフ11への回答

68. 法的保護を受けている人（70万人以上）に関する最新の入手可能なデータは、2015年のものである[[4]](#footnote-4)。当時、後見人（wardship）の保護の下に置かれている33万2,000人の平均年齢は50～59歳であった。男性が女性よりも2％多かった。この男女別の傾向は、70歳の時点で逆転している（女性が5.1％多い）。そのことは後見人(guardianship)の保護の下に置かれている38万3,000人についても同様で、29歳以下で男性の割合が最も高く（男性が女性より5.9％多い）、30歳を過ぎると低下している（男性が2.5％多い）。後見人(guardianship)の保護の下に置かれている女性の割合のピークは90歳（女性が15.2％多い）である。

69. 法務省が提供している成人の法的保護に関するデータベースでは、障害の概念は属性として示されていない。

司法へのアクセス（第13条）

事前質問事項のパラグラフ12（a）への回答

70. 裁判所のアクセシビリティは、アクセシビリティ改善計画の対象に含まれている（期限は2024年末）。

71. 現在、300以上の司法施設がアクセシブルである。さらに40裁判所、13刑務所、18青少年司法保護施設が、2020年末までにアクセシブルになる見込みである。

72. 1,632の法律相談センターと147の法律センターの中には、障害者に関する法律を専門とし、点字、わかりやすい版、手話言語通訳を使用しているところがいくつかある。

73. 文書や手続きへのアクセスは、2022年までにアクセシビリティ向上のための一般的参照ガイドに沿った形でデジタル化が進めば、一層容易になる。

74. 調停と仲裁は奨励され、障害のある人の間で一般的に用いられるようになっている。

75. 裁判所に頼る前に非対立的な手続きを試すことが最近つとに求められていることは、支援の考え方を前進させている。

事前質問事項のパラグラフ12（b）への回答

76. 児童、家族法、後見、成人の保護を担当する裁判官と、受付業務を監督する裁判所登録業務の責任者を対象として、条約を含む障害に関する法体系に関する研修が必修とされている。また、2019年の法改正により、青少年司法保護制度で働く教官の必須研修に、障害に関する単元が追加された。

77. この単元は、障害を知る、関連する法的仕組みの把握、支援の提供という3つのテーマを中心にしている。

78. 2019年には、310人の司法研修生が障害に関する単元を受講し、50人がこの分野の組織でインターンシップを終えた。

79. 550人以上の司法関係者が、障害の問題に関する現任研修を修了した。その現任研修の一部には、社会福祉団体の上級管理者、医師、自由を奪われた人々の施設の監察官事務所のメンバーも参加できる。

80. 受付サービスのスタッフ50人が特定の研修を修了した。

81. 2019年には10人の裁判所登録スタッフがフランス手話言語の研修を受けた。

82. 権利擁護官の指導のもと、全国人権協議会と協力して、法律専門職を養成するすべての学校向けに教育ツールキットが作成されつつあり、2020年の発行を予定している。

83. 自立のための全国連帯基金は、法的サービス養成校を通じて、後見人、障害のある人とその家族を対象に、その権利を守るための研修セッションを用意している。

84. すべての法執行機関の職員の基本的な研修には、障害問題に関する単元が含まれている。また、代表的な障害者団体（全国知的障害者家族・友人連合（Unapei）、精神疾患・精神障害者家族・友人連合（Unafam））との間で研修協定が結ばれている。また、例えば、警察署の受付スタッフなどの現任研修の一環として、大規模な公開オンライン講座が用意されている。

事前質問事項のパラグラフ12（c）への回答

85. 障害のある人は、他の訴訟当事者と同様に、法律扶助を受ける資格があれば、弁護士費用を支払う必要はない（満額の法律扶助を受ける資格を得ることのできる、単身者での収入の最大額は1,018ユーロである）。

86. 900ユーロの成人障害手当を受けている約120万人の大半は、満額の法律扶助を受けることしかできない。

87. このうち、68,000人は補助的な収入も得ているため、部分的な法律扶助（55％）を受ける資格がある。

88. 2020年に法律扶助の所得関連の資格基準が見直される結果、成人障害手当は基準としての課税所得の範囲から除外されることになった。そのため、満額の法律扶助の対象となる障害のある人の数は増加する見込みである。

89. 後見人の保護の下に置かれている障害のある人は、後見の形式の違いに応じて、手続きの間、後見人による代理または支援の対象とされる。また、裁判所が任命し、国が費用を負担するフランス手話言語通訳者や、ろう者との間で使用できる言語やコミュニケーション手段を有するその他の有資格者による支援が行われることもある。

身体の自由と安全（第14条）

事前質問事項のパラグラフ13（a）への回答

90. 本人の自由意思による同意を得て行われる精神科医療は、本人の状況が許すのであれば、常に望ましい選択肢とされる（公共保健法、L.3211-2条）。

91. 患者の自由意思による十分な情報に基づく同意は確実な形で求められる。そのような同意が得られないときには、第L.3211-3条に定められた条件に当てはまる場合に限って、患者の同意なしに治療を行うことができる。いかなる制限も、患者の精神状態および必要な治療の実施に適合し、必要かつ適切なものでなければならない。いかなる状況においても、患者の人としての尊厳を尊重し、社会への復帰を目標としなければならない。患者は、意見を表明し、その意見が考慮されるように、自身の状態にふさわしい方法で、治療計画のすべての決定について知らされなければならない（L.3213-4条）。そのような決定に対しては、必要に応じて弁護士や助言者の支援を得て、自由判事の監督のもとで異議を申立てることができる。

事前質問事項のパラグラフ13（b）への回答

92. 障害を理由に隔離措置を命じることはできない。

93. 2018年6月の精神保健・精神医療工程表では、隔離、拘束、、同意のない治療の使用を減らすことを、地方自治体が実施すべき重要な国家政策の一つとして位置付けている。

94. 患者の権利を最も深刻に侵害する、様々な形式の隔離、拘束、同意のない治療の使用を減らすための行動計画が開始された。これはデータ収集の改善を図り、2017年3月の指示で指摘されたこれらの慣行をさらに縮小し、現場の関係者の関与を継続するというものである。これは精神医学委員会の代表団に後押しされ、国内の半数の地域ですでに始まっている。

95. 2020年の優先目的は以下である。

- 同意のない治療の使用を減らし、人権を一層重視するための予防、治療、医療社会的サービスを全国で組織する方法を特定し、その使用を促す。

- 同意のない治療、隔離、拘束に頼らざるを得ない場合に関しての理解を深める。

- 患者の権利を最も不当に侵害する行為を大幅に削減するために、危機の予防と管理に関する優れた事例を特定し、公表する。

- 患者が一層権利を享有することができるようにする仕組みを開発する。

- 承認済みの代替手段の研修の充実を図る（「質の高い権利」プログラムの下での特定の研修単元）。

96. 理論上は、県の精神科医療委員会や自由剥奪施設の監察官などがいつでもチェックできる専用の登録簿を通じて、すべての隔離措置が有効に監督されている。

97. 同意のない入院が延長される必要がある場合、自由判事は入院の理由と措置の妥当性を検討する。

98. 憲法審議会は、拘束・隔離措置を監督する自由・拘禁判事の能力に関する憲法上の優先事項をめぐる2020年6月19日の決定において、公共保健法L.3222-5-1条は、当該措置の一定期間を超えた司法監督を規定していないため、憲法に違反していると判断した。憲法審議会は、2021年1月1日までに同条をこの決定に沿うようにすることを要請した。

99. 刑務所での拘束行為は認められていない。

事前質問事項のパラグラフ13（c）への回答

100. 公共保健法は、本人の同意なしに入院した人は、いつでも自由判事にその措置を直ちに解除するように申し出ることができると定めている。判事は、その措置が必要であり、患者の状態に適合しているかどうかを確認する。判事はこのような申請をその都度受け取り、迅速に対応する。

101. 刑事司法制度では、移住者や子どもを含め、また障害のある人を含め、誰もが判決に不服を申し立てることができる（刑事訴訟法、第497条および第380条の2）。弁護士は、勾留されたクライアントと面会することができる。

102. 有罪判決を受けた者に適用される保護措置は、障害の有無にかかわらず、説明に納得した上での同意と自由意思の原則の尊重の重要性が確認されていることによって厳格化されている。

103. 法律により、国内の187の刑務所には、受刑者とその親族が無料で自分の権利について学び、個人的な法律問題（家族法、住宅法、労働法、移民法）に関する回答を得ることができる権利案内部門が設置されている。

104. すべての移民は、障害の有無にかかわらず、等しく救済措置を受けることができる。

事前質問事項のパラグラフ14（a）への回答

105. 公共保健と社会保障に関する1994年1月18日の法律は、治療の処方と管理に関するすべてのサービスを用意することを公立病院システムに求めている。これらの規定は、2009年11月24日付の監獄法の第45条から第56条にも盛り込まれている。治療の実施には、公共保健法第L.3214-3条の原則に沿って被拘禁者の同意が必要である。

事前質問事項のパラグラフ14（b）への回答

106. 刑事訴訟法では、禁固刑の適用条件の個人化（personalization）を規定している。

107. 人々への指針を提供するために、2018年に医学的理由による刑の調整と釈放のあり方に関する方法に関するガイドが作成された。

108. 被拘禁者の健康に関する2019～2022年の工程表は、拘禁中の障害、脆弱性、自律性の喪失の発見や、日常生活動作の支援へのアクセスを改善することを目標としている。その目的のために、在宅支援サービスや介護サービスの提供者が被拘禁者に付き添うことができるようになる。さらに、刑務所統合・保護観察サービスに雇用されているソーシャルワーカーは、被拘禁者が受給資格を持つ手当を申請する手助けをすることになる。

109. 障害のある外国人が行政拘置所に収容された場合、彼らには以下の権利がある。

- 行政拘置所での個別の物的支援。

- 医療支援。すべての行政拘置所には敷地内に医療ユニットがあり、それが機能していないときの対応のために病院と協定を結んでいる。

- 出所のための物的条件を整える目的で、行政拘置所に収容されている間を通じての、感情的および心理的な支援。

事前質問事項のパラグラフ14（c）への回答

110. フランスは、生物学及び医学の応用に関する人権及び人間の尊厳の保護に関する条約の追加議定書案の目的は、非自発的な治療及び収容の対象となる人の基本的権利の尊重を、そのような措置が適用される例外的な場合にも保証することにあるとの見解を有している。また、フランスは、追加議定書案と他の国際文書、特に障害者権利条約との間には矛盾がないと考えている。

111. フランスは、同意なしに治療を行うことは最後の手段であるべきであるという原則の適用を各国に働きかけることを狙いとして、代替措置をさらに促進するためにこの草案を修正することを支持する。

拷問または残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取り扱いもしくは刑罰からの自由（第15条）

事前質問事項のパラグラフ15（a）への回答

112. 医療サービスにおける様々な方法での拘束の使用に関しては、事前質問事項のパラグラフ13（b）に対する回答を参照。

113. 「パッキング」は、保健医療施設で使用するために国家保健局が推奨する方法には含まれていない。フランスは、自閉症と神経発達障害に関する国家戦略において、この立場を再確認している。

114. 自閉症に関する教育を医療従事者に提供することは、2020年から2022年の期間における国の現任研修の優先事項の一つである。国の現任研修機関が提供する研修の評価方法を改善するための行動計画が策定されつつある。

115. 最後に、障害のある人の身体的ケアへのアクセスを改善するために、国家健康戦略と全国障害者会議に基づいて取られている行動は、問題となる行為を予測し、管理し、減少させる能力を向上させている。

事前質問事項のパラグラフ15（b）への回答

116. 現在採択手続きの中に置かれている生命倫理に関する法案の国会修正案は、リール、リヨン、モンペリエ、パリの4つの希少性器発達障害に関する紹介センターにインターセックスの子どもを系統的に紹介することを導入しようとするものである。すべての治療または非治療について、子どもが意思を表明し、意思決定に参加できる場合は、その子どもの同意を確実に求めなければならない。修正案では、12ヶ月以内に、関係者の数に関するデータを含む報告書を作成することが規定されている。

搾取、暴力、虐待からの自由（第16条）

事前質問事項のパラグラフ16（a）への回答

117. 女性に対する暴力と闘うために2019年に採択された措置は、障害のある女性と少女に特有のニーズを体系的に考慮している。この措置は、具体的な行動によって補完されており、例えば、保健医療社会施設で働く専門職の技能を大幅に向上させることを目的としたオンライン資格認定研修コースが予定されている。

118. 精神科施設を含む医療施設で行われた暴力行為については、医療施設における暴力に関する国立監視所（National Observatory for Violence in Health-Care Settings）に報告することができる。またこの監視所は、ツールや優良事例を周知させ、この分野の関係者の連携を促がす役割を果たしている。

事前質問事項のパラグラフ16（b）への回答

119. 障害のある女性の私生活や性生活、そして親としての役割の遂行を支援するために、家庭内暴力に関する全国協議から生まれた措置として、各地域に資源センターを設置し、地域の活動家のネットワークを調整し、仲間同士の交流を通じて女性を対象とする機関の役割を強化している。

120. 2020年には、1,000の新しい住宅・居住の場が用意され、その利用しやすさ(アクセシビリティ)に関する指標も示される。

121. 保健・医療・社会施設では、暴力被害者への対応には、歓迎の姿勢を明確に示すこととともに、医療サービス、心理社会的支援からなる個別の支援が必要とされる。

122. 現在の受け入れ体制は恒久化され、新たな体制が全国的に構築されつつある。

事前質問事項のパラグラフ16（c）への回答

123. 保健・医療・社会的施設でのいかなる暴力も、地域の保健機関に報告されなければならない。そして、その報告に基づいて、改善行動計画が作成される。監視当局は、暴力の事例を特定し、迅速かつ適切に対処することの必要性を認識している。

124. 支援の提供に関する指示と優良事例は、2020年にはすべての保健医療社会施設に周知され、ケアされる女性のプライバシーと性と生殖の権利を尊重する義務を想起させる。

事前質問事項のパラグラフ16（d）への回答

125. 2008年以降、全国ホットライン3919は、虐待の報告を地域のネットワークに連絡し、そのネットワークが事例をフォローアップしている。2018年には、虐待が訴えられた5,024件のうち、724件は障害のある人に関わっていた（その55％が女性）。

126. 2018年2月に、適切な処遇を促進し、虐待を防ぐことを検討するための委員会が設立された。

127. 家庭と施設において、自律性を支援しつつ適切な処遇を促進する統合的行動に関する2019年1月の説明ノートで、国家戦略と行動計画の基礎となる具体的な提案がなされた。

事前質問事項のパラグラフ16（e）への回答

128. すべての医療機関が行うことになっている「望ましくない重大な出来事」の追跡調査によって、地域の保健機関が検査を開始することが可能になる。また、行政処分や刑事処分も可能になる。

129. 県の精神医療委員会は、精神科医療への入院のすべての決定、および入院の延長または終了の決定の通知を受ける。同委員会は、本人の同意なしに精神科医療に入院したひとの状況を調査し、その苦情を受け付ける。

130. 権利の尊重は以下によって保証される。

- 施設内での代理人の任命を通じた本人およびその介護者の有効な参加。

- 国民保健局は、2021年の完成を目指して、精神科医療と精神保健の分野で、品質指標を含む利用者パス（user pathway）の作成に取り組んでいる。

個人をそのままの状態で保護すること（第17条）

事前質問事項のパラグラフ17（a）への回答

131. 公共保健法では、子どもの不妊手術を禁止しており、成人の不妊手術は、明確かつ完全な情報に基づいた本人の自由で合理的な明示的同意がある場合にのみ認められている。司法保護の下に置かれている成人の場合、避妊方法が医学的に禁忌であるか、使用できないものでなければならないというさらなる条件が加えられる。裁判官は、本人の友人や家族の意見を集約してから決定を下す。

事前質問事項のパラグラフ17（b）への回答

132. 国民健康局の勧告では、人工内耳の埋め込みを行う場合は、その前に人工器官検査を行い、その結果によって埋め込みを行うかどうかを判断することが明記されている。5歳以降に人工内耳を埋め込んで口腔リハビリテーションを行うかどうかは、子どもの家族や子ども自身の、口頭でコミュニケーションを取りたいという意欲の度合いにより判断される。埋込み後、子どもは他の埋込みを受けた人と接触し、経験を共有できるようにしなければならない。認定を受けた30のセンターは、合併症の網羅的な登録を行うことが求められている（人工内耳埋め込みの登録後研究）。

133. フランス耳鼻咽喉科学会と国民保健局が近々発表する勧告によると、人工内耳の登録後調査で得られた埋込みと埋込み後のフォローアップの結果に基づいて、口頭でのコミュニケーションとフランス手話言語の習得という点での患者にとっての埋込みのメリットが評価されることになる。また、この勧告により、人工内耳の安全性の向上が計られる。

移動および国籍の自由（第18条）

事前質問事項のパラグラフ18への回答

134. 障害のあるロマ人の 移動の自由、国籍、適切な生活状態に対する権利の問題について、彼らだけを対象とする監視は行われていない。1958年10月4日の憲法第1条に示されている平等の原則に従い、民族的出自を理由に、特定の政策が特定の人々を対象とすることは禁止されている。

自立生活と地域社会へのインクルージョン（第19条）

事前質問事項のパラグラフ19（a）への回答

135. 未成年者は、障害の有無にかかわらず、少年裁判所の裁判官が保護を命じた場合に限って、施設に収容することができる。

136. 子どもの保護戦略では、不当な施設入所を避けるために、子どもの保護と障害の分野の関係者のための共有ツールを作成することを定めている。

事前質問事項のパラグラフ19（b）への回答

137. フランスは、障害のある人が自らの権利を十分に行使し、ライフスタイルを選択できるように、障害のある人の日常生活を簡素化・改善する努力を進めている。そのためには、すべての関係者が参加するシステム改革が必要である。

138. 教育、雇用、住宅、健康、スポーツ、文化の分野で、一般的な施設と専門的な施設を問わず、変革を推進するための戦略がすでに進められてきている[[5]](#footnote-5)。

139. 専門外の施設で働く人々は、この戦略プロセスの一環として、能力開発支援を受けている。支援・援助サービスの開発において、医療・社会セクターの専門従事者は、その専門知識を一般的なシステムを補完するために提供しなければならない。

事前質問事項のパラグラフ19（c）への回答

140. フランスは、施設への新規入所の停止をまだ打ち出していないが、脱施設化を視野に入れた包括的な支援サービスを強化することで、選択の自由を促進している。

- 子どもについては、地域サービスを強化し、医療社会的な専門知識を活用し、学校と医療社会的施設を組み合わせた統合的な管轄組織を設定し、移動チームを配置することにより、メインストリーム（主流）の学校での教育を促進している（2019年秋には65のチームが国の3分の2をカバーしていた）。

- 成人については、地域サービスの強化、インクルーシブな住宅の拡大、支援付き雇用制度を通じて選択の自由を促進している。

事前質問事項のパラグラフ20（a）への回答

141. 2014年のES-障害調査（ES-Handicap survey）によると、2014年12月31日時点で、専用施設には10万7,200人の障害のある子どもと28万1,900人の障害のある成人がいた。

142. 自閉症の分野では、個別の診断と確認の取り組みが行われている。

事前質問事項のパラグラフ20（b）への回答

143. 1,000万人の障害のある人のうち、506,949人が2019年に医療・社会分野の支援を受けていた。

事前質問事項のパラグラフ20（c）への回答

144. 2018年末時点で、314,859人の障害のある人が、家庭での生活を促す障害手当、および地域での支援の提供を受けており、48,330人が、障害手当に順次置き換えられつつある第三者のための給付金を受けていた。

145. 2018年には、地域に根ざしたサービスは、52,384人の障害のある成人と53,849人の障害のある子どもに支援を提供していた。

事前質問事項のパラグラフ21（a）への回答

146. 支援費は、県の補償基金の資源の範囲内で、税引き後の純収入の10％を上限とする。

147. この上限は、資金使用のための共有された透明な枠組みを設定するものである。政令は、2020年3月7日の法律の公表から6ヶ月後に発布される。

事前質問事項のパラグラフ21（b）への回答

148. 障害手当は、支援用具や支援機器の費用をカバーしている。割り当てられた金額は支援機器には832ユーロ、家の改造には2861ユーロ、自動車の改造には2541ユーロである。2020年には、国の作業チームが、支援機器のアクセスと品質を改善する方法を提案する予定である。

149. 2018年の導入以来、通常の医療・社会サービスが利用できない場合、代替の支援策を見つけることができるよう、3,000件以上の包括的支援計画がつくられた。

事前質問事項のパラグラフ21（c）への回答

150. 2018年12月には、7,892人のフランス国民（6,457人の成人と1,435人の若年者）がワロン地域で支援を受けていた。彼らのフランスへの帰国に関する情報はない。

151. 2020 年の社会保障基金法では、以下のように規定されている。

- ワロンの成人施設の活動の質的・量的水準について規制する協定の採択

- 最も影響を受けている地域（Ile-de-France, Hauts-de-France and Grand-Est）において、3 年間に 9,000 万ユーロを投入することで、国外にサービスを求めなくても済むように、 代替的な支援策の導入を加速させる。

152. この協定の結果、ベルギーの生活の質向上のための機関とオート・ド・フランス（Hauts-de-France）の地域保健機関が共同で実施する監査（計画された監査と予告なしの監査）の数は増加している。

表現と意見の自由および情報へのアクセス（第21条）

事前質問事項のパラグラフ22（a）への回答

153. 2017年、自立のための全国連帯基金は、Unapei（訳注：主に知的障害のある人の家族の全国団体で多くの支援事業を運営する）と「Nous Aussi（私たちも）」協会（訳注：知的障害のある人自身の全国組織）と協力して、県の障害者センターと家族手当基金のために、文書作成者が情報をわかりやすい版の形式で提示するのに役立つキットを開発した。このキットには、障害のある人の権利、障害のある人が受けることのできる給付、さまざまな行政手続きに関する17のファクトシートが含まれている。

154. 2019年、教育省は一般・技術系高等学校の選択科目にフランス手話言語を追加した。

事前質問事項のパラグラフ22（b）への回答

155. 5つの大学が、フランス手話言語と音声フランス語の間の通訳のコースを提供している。パリ第8大学、パリ第3大学、トゥールーズ・ジャン・ジョーレス大学、リール大学、ルーアン・ノルマンディー大学である。毎年、20人から40人の通訳者が養成される。手話言語通訳者は、組織化されていないという問題を抱えている。しかし、予約サイト（プラットホーム）の創設など、地域的な解決策が生まれている。

156. 2019年末、聴覚のための財団（Fondation Pour l'Audition）は、政府や関係者と連携して、以下を目的としたプロジェクトを立ち上げた。

- ユーザーや一般の人々の間で、これらの新しいコミュニケーション方式の使い方に関する情報を共有し、意識を高めること。

- 関係者に共通の目標を設定するよう依頼することにより、関連する職業集団の計画に基づいて遂行される業務の促進を支援すること。

プライバシーの尊重（第22条）

事前質問事項のパラグラフ23への回答

157. 公的機関や団体は、個人情報やプライバシーを保護する義務がある。地域の保健機関と障害者専用の公共職業紹介機関（Cap Emploi）は、それぞれデータ保護責任者を任命しており、その主な任務はデータ保護規則の遵守を確実にすることである。これらのデータ保護責任者は、段階的な制裁措置の下で、規則の違反や不注意、過失に対して責任を問われる。

家庭と家族の尊重（第23条）

事前質問事項のパラグラフ24（a）への回答

158. 保護下にある成人が親として保有する権利は、厳格に個人に帰属する。彼らは自立してこれらの権利を自立して行使する。この面での彼らの自立度は，2019年の司法制度企画法によって高められた（事前質問事項のパラグラフ10への回答参照）。

事前質問事項のパラグラフ24（b）への回答

159. 障害のある親のニーズに直接対応するため、2021年に個人向け障害給付制度に親への手当が組み込まれる予定である。支給額は親のニーズに応じて変動する。この新しい手当の財源として、現在から2022年までに合計1億8400万ユーロが確保される。

160. 子ども保護戦略の目的の一つは、様々な機関（県当局、家族手当基金、地域の保健機関など）間の既存の協力や協調出資の取り決めを強化し、適切な解決策を見つけられるようにすることである。

161. この戦略では、親を支援するためのツールや支援プログラムの開発を定めている。

教育（第24条）

事前質問事項のパラグラフ25への回答

162. 2019/20学年度の開始時点で、431,500人の障害児が学校に在籍している。そのうち、361,500人はメインストリーム（主流）の学校に在籍しており、全生徒の2.9％を占めている。医療・社会・保健機関では、7万人の障害のある子どもたちに学校教育を提供しており、そのうち約8,000人が学校の特定の教育ユニットで教えられている。したがって、障害のある生徒全体の合計86％が一般の学校に通っている[[6]](#footnote-6)。

163. 障害のある生徒の70％は男子である。この性別の分布は、すべての年齢層で同様であり、年ごとの変化もほとんどない。障害のある生徒の民族的出自または国籍に関するデータはない（憲法第1条参照）。

164. 障害のある生徒の分布は以下の通りである。9％が保育園、45％が小学校、35％が中学校、7％が職業高等学校、3％が一般・技術高等学校である。

165. フルタイムで学校に通う障害のある生徒の割合（特別支援教育アシスタントの有無は問わない）は91％である。この数字は、就学前および初等教育では87％、中等教育では96％である。パートタイムでの出席は、就学前教育をはじめる障害のある子どもに最も多く見られる。そこではフルタイムで学校に出席する子どもの割合は85％である。

166. 2001年または2005年のどちらかに生まれた障害のある生徒の家族を対象に行った調査によると、社会的背景が、受けた教育の種類や到達した教育レベルに影響を与えることがわかった。すべての種類の障害において、最も不利な立場にある人と最も有利な立場にある人との間のギャップは、医療・社会施設では拡大するが、学校環境では縮小する。学校では、恵まれた環境からの障害のある生徒は、恵まれない環境からの生徒よりも、中等教育の3年目または4年目に到達する可能性が高い（32％ポイントの差）。不利な背景を持つ障害児の多くの到達レベルは、中等教育の3年目以下である。

167. 障害のある人の全数調査が行われていないため、教育制度から排除されている障害のある子どもの正確な数はわかっていない。2014年末時点で、医療社会施設にいる学齢期の子どもの15％（11,000人）が、学校教育によらない教育支援を受けていた（主に重複障害や重度の障害のある子ども）。より最近の2018年までのデータはまだない。最後に、「解決策がない」と考えられる障害のある人を支援することを目的とした政策のもと、2017年と2018年に、20歳未満の1,500人が支援対象に認定され、包括的な支援計画が提供された。

168. 障害のある人のための県の障害者センターの新しい情報システムの運用開始により、学校に在籍しているかどうかにかかわらず、障害のある子どもに関するデータの収集が改善される。

事前質問事項のパラグラフ26（a）への回答

169. 学校へのアクセス向上に向けた前進（障害のある生徒が年間7％増加）を足掛かりに、2019年7月に可決された法律では、以下のような新しいアプローチが定められた。

- 家族が子どもを3歳から学校に入学させることができ、質問や懸念を提起することができ、学年の初めに子どもの特別支援教育アシスタントや教員と会うことができるようにするために、インクルーシブ教育のための公共サービスを設立すること。障害のある生徒全体の58％に相当する208,790人の生徒にアシスタントが用意されている（毎年14％ずつの増加）。101のサポート拠点があり、保護者とアシスタントの事前話し合いや、教育レベルに応じた調整も行われている。

- 障害分野の専門職による支援を含む、教師の訓練とサポートの充実。

- 生徒の特定のニーズに対応するため、学校教育や教育支援の形態を多様化すること。

- 特別支援教育アシスタントの地位、労働条件、採用方法の改善。現在、この種のアシスタントは106,000人以上いる。

170. 2019/20学年度の初めには、以下のような状況になっている。

- 自閉症スペクトラム障害があると申告した生徒は39,000人で、メインストリームの学校の障害のある生徒の11％を占める。

- 新たに設立された教育ユニットは、就学前教育では24、小学校では20。

171. 特別な施設にいるすべての子どもや若年者が、そのニーズが考慮されながら学校での学習にアクセスできるようにするために、2020年9月に重複障害のある人のための教育ユニットの細目について契約が交わされた。

172. 2019年には、合計34,553人の障害のある人が大学に入学した（2005年は7,557人）。

173. 障害のある学生一人一人に対して、学際的なチームが、学生と一緒に行ったニーズ評価に基づいて、個別支援計画を作成する。学生のニーズに対応するための措置は、主に、ユニバーサルデザインによるアクセシブルな教育方法が確実に用いられるようにすることか、補償措置を講じることである。

174. 80%の大学が障害基本計画を持っている。各大学の総合的なアクセシビリティと教育支援方針は、次のサイトの対話型マップで確認できる。https://www.etudiant.gouv.fr/.

175. 大学応募プロセスの改革の結果、どのコースにも入学許可が出ていない、あるいはニーズに沿わないオファーを受けた障害のある人を含む特定の出願者は、高等教育アクセス委員会に自分の状況の見直しを要請することができる。2018年には504件の審査請求があり、合計471件の新しいオファーが出され、そのうち408件が受け入れられた（新しいオファーの86.6％に相当）。2019年には307件の見直し要請が審査された。

176. 高等学校の教師や校長向けに、新しい大学の出願手続きに関する実践的なガイドがある。このガイドには、障害のある学生へのサポートの提供に関する項目が含まれている。

事前質問事項のパラグラフ26（b）への回答

177. 学校運営スタッフは様々な研修プログラムを利用することができ、その全てにインクルーシブ教育の要素が含まれ、インクルーシブな学校づくりに関するオンラインコースも用意されている。

178. 2019年時点では

- 「21世紀の教員養成」と題した初等・中等学校教員養成の新しい枠組みは、インクルージョンを独立した重点分野としている。今後は、すべての見習い教員がこの分野の研修を受けることになる。

- 教員は、障害のある生徒への指導に関する情報や適切な教材を、国のウエッブサイト「Cap École Inclusive」で見つけることができる。このサイトには、2019/20学年度のスタートの時点で1万人の自発的な利用者がいた。

179. 2019年と2020年の間に、2,500人以上の教員が、教育地区や県の研修計画に基づき、障害の問題に関する現任研修を受けることになる。

180. 2018年には、83県の合計1,397人がインクルーシブ教育実践の職業訓練証明を取得した。

181. 必修単元の効果は、実際に教えられてから評価される（教員養成機関のコース計画は現在準備中で、2020/21学年度の開始時から適用される）。政府は、大学の代表者や全国障害者協議会の代表者と協力して、初期研修コースで使用するインクルーシブ教育の能力枠組みを作成している。

182. 特別ニーズ教育アシスタントは、60 時間の初期研修を受け、それに続いて現任研修を受ける。

事前質問事項のパラグラフ26（c）への回答

183. 障害のある若年者や成人は、国の教育制度や高等教育制度で提供されるすべてのコースに完全にアクセスできる。必要に応じて、アクセスを容易にし、必要に応じて支援を提供するための措置が講じられる。補償措置もとられることがある。雇用主は、見習い実習へのアクセスを確実に提供できるようにするためのインセンティブを与えられる。すべての訓練センターには、障害のある人のための窓口がある。

事前質問事項のパラグラフ26（d）への回答

184. 人種や民族の出自を直接示すデータの収集や、人種や宗教の属性を行政記録に含めることは禁止されている。

健康（第25条）

事前質問事項のパラグラフ27（a）への回答

185. 2021年には、障害のある人の一般の医療サービスへのアクセスをさらに改善するための措置として以下が含まれることになる。

- 請求される料金が、患者の特定の状況により密接に反映されることを確実にするため、複雑な外来診察に累進的な料金を導入すること。

- ろう者のための専用の相談ネットワークと受付・ケアユニットの運営開始と組織化のための支援と援助。

186. 2020年には、これらのシステムを把握するための全国調査が実施された。その結果は、すべての地域での運営開始を支援する計画策定のために活用される。

187. COVID-19危機は、医療、専門職による評価とフォローアップのための遠隔医療サービスの導入を加速させ、結果として障害のある人の医療アクセスを改善している。

事前質問事項のパラグラフ27（b）への回答

188. 国家性・健康戦略は、性教育や生殖医療から、性感染症やHIVの予防・検出に至るまで、性にまつわる保健政策の策定を促進する。同戦略は障害のある人の特定のニーズを考慮に入れている。

189. 2018-2020年の工程表には、次の2つの具体的な施策が含まれている。

- 保健、社会、医療社会チームによってケアされている精神保健状態を持つ人の性的健康を促進する。

- 医療・社会施設やサービスを利用している障害のある人や高齢者に影響を与える個人生活、人間関係、性に関する問題によりしっかりと対応する。

190. 性的健康の問題は、2020年に発行された「障害のある女性に対する暴力：暴力の発見と被害者への支援・ケア・指導の提供」と題した指針で取り上げられている。この指針は、特に医療施設、医療社会的機関、または病院以外の職場で働く専門職を対象としている。

事前質問事項のパラグラフ27（c）への回答

191. 2019年11月に導入された連帯健康保険制度では、低所得の障害のある人は、自己負担なしで、無料または毎月の少額の掛け金を支払っておけば、自己負担なしで、さまざまな医療サービスを受けることができる。手続きは簡素化されており、成人障害手当の受給者は全員、この追加医療保険の受給資格があるかどうかの通知を社会保障基金から受ける。

事前質問事項のパラグラフ27（d）への回答

192. 精神保健と精神医療のための2018年の工程表は、精神保健政策への横断的なアプローチを推進しており、これは地域精神保健計画を通じて地域で実施されている。工程表の全体的な目的は、より良い生活環境の改善、社会や市民生活へのインクルージョン、精神保健状態を持つ人々の医療と支援へのアクセスである。

193. この工程表の2つ目の重点分野、すなわち、ケアパスが、アクセシブルで多様な質の高い精神医療サービスによって確実に調整され支えられるためには、各地域の精神保健計画が鍵となる。その目的は、地域のすべての関連する熟練した専門職の間につながりを作ることで、適切な時に適切な方法で対応し、ケアパスと日常生活の質、安全性、継続性を確保することである。

194. 地域の精神保健計画が取り組む6つの優先事項には、以下の3つが含まれる。

- 精神保健状態を持つ人の権利を尊重し、促進すること

- 意思決定や行動を起こす力を高めること

- 精神保健状態に着せられた汚名を削ぐために闘うこと

労働と雇用（第27条）

事前質問事項のパラグラフ28（a）への回答

195. 障害のある労働者の割合を6％に増やし、障害のある人を労働市場に統合する目標は、「2019年障害者雇用戦略」で繰り返し述べられているように、引き続き優先事項である。

196. 直接雇用されている障害のある労働者の割合は、障害のある労働者の雇用義務の対象となる民間企業では3.5％、公共部門では5.61％である。

197. 2018年、見習い公務員に占める障害のある人の割合は4.8％である。

198. 障害のある求職者の50％は50歳以上である。

199. 2019年、「技能への投資計画」のもと、訓練コースを開始した障害のある労働者の数は約15％増加し、9万人となった。

200. 約3,000人が支援付き雇用（supported employment）に就いている。そのうち半数は長期的な職に就いている。

事前質問事項のパラグラフ28（b）への回答

201. 2019年11月、130社が以下のような経営上の約束を定めた憲章に署名した。

- 学校と企業の間のつながりを強化・維持する

- インターンシップや実習を通して、若年者がキャリアプランを立てられるよう支援する

- 従業員の障害に関する意識の向上

- 多様性を重視する経営文化の構築

- 持続可能な調達を行う

- 雇用リハビリテーション施設やサービス、障害に優しい企業との連携を図る

事前質問事項のパラグラフ28（c）への回答

202. 訓練や実習を促進するための対策は、「2019年障害者雇用戦略」の下で強化されている。個人訓練手当は年額800ユーロに増額された。障害者専用の公共職業紹介機関（Cap Emploi）と一般の公共職業紹介機関（Pôle Emploi）の統合により、支援の提供が簡素化され、改善された。

203. 2020年3月には、障害のある労働者と認められた人を対象に、障害に優しい企業での「跳躍台」と呼ばれる有期契約が導入された。

204. 2018年に、障害のある求職者が自分の力を過小評価しないよう奨励することと企業の英知を気結集させることを目的としたDuoDayと呼ばれる年次イベントが開始された。2019年の第2回DuoDayイベントでは、合計12,900のデュオ（障害のある人がプロの指導者について仕事を覚える試み）が提供され、25,800人が参加した。

事前質問事項のパラグラフ28（d）への回答

205. 2019年には、公務員および従業員250人以上のすべての企業において、障害のある人に指導、情報、支援を提供するための障害者連絡先（disability focal point）が任命された。

206. 2019年経営公約憲章は、障害のある人の雇用に対する積極的なアプローチを促進することを目的としている。この憲章に署名した130社は、障害のある人に対する固定観念や差別と闘うために、社内で定期的に啓発活動を行うことが求められている。

相当な生活水準と社会的保障（第28条）

事前質問事項のパラグラフ29への回答

207. 2019年11月1日、成人障害手当の最高額が月額900ユーロに引き上げられた。3年間で合計11％上昇しており、受給者にとって年間で一か月分増えた計算になる。この新しい最高額は110万人の障害のある人が受け取っており、手当の全受給者の90％に相当する。

208. 国立統計・経済研究所が実施した障害のある人の生活水準に関する直近の調査は2010年にさかのぼる。それには個人向け障害給付制度は考慮されていない。19,667人のサンプルを対象としたこの調査によると、15歳から64歳までの障害のある人の年間生活水準の中央値は18,500ユーロで、障害のない人よりも2,000ユーロ低い値となっている。

209. 重度の精神障害のある人の合計30％が貧困ライン以下で生活しているのに対し、聴覚障害のある人では10％にとどまっている。

210. 重度の運動機能障害のある人が貧困線以下で生活している割合は19.6%である。

211. 貧困の中で生活する心理社会的障害のある人の割合は22.6%である。

212. 貧困ライン以下で生活している視覚障害のある人の割合は全体として11.5%であるのに対し、盲人では27.8%、視覚障害との重複障害のある人では30.3%である。

事前質問事項のパラグラフ30（a）への回答

213. 障害のある人の貧困に対処するためにとられた主な措置は以下のとおりである。

- 成人障害手当の引き上げ（事前質問事項のパラグラフ29への回答参照）。

- 新しい連帯健康保険制度の開始。この制度により、低所得の障害のある人は、幅広い医療サービス（「100％健康」制度による眼鏡、入れ歯、補聴器の選択を含む）を、無料または毎月の少額の掛け金を支払っておけば、自己負担なしで受けることができる。さらに、この制度では、カテーテルや包帯などの特定の医療器具の費用が、障害のある人にも完全にカバーされている。

- 障害の状態が改善される見込みのない障害のある人には、成人障害手当、移動・インクルージョン・カード、20歳までの障害児教育手当、障害のある労働者としての認定、個人向け障害手当の5つの手当が終身支給される。なお、個人向け障害手当の申請については、75歳までという年齢制限は廃止された。

事前質問事項のパラグラフ30（b）への回答

214. インクルーシブ住宅は、通常の住宅とともに、施設での生活に代わるものとして利用できる。この形態のグループ住宅は、地域生活プロジェクトを伴っている。

215. 障害のある人のためのこの種の住宅の開発を支援するために、2018年の住宅・計画・デジタル技術法に資金源が明記されている。

216. 一つの試みとして、各地域の保健機関は、それぞれの地域の特定のインクルーシブ住宅開発に資金を提供するために、6万ユーロを定額拠出している。この資金は、地域生活プロジェクトに関連する費用（地域生活の調整、行政管理、組織化）をカバーすることを目的としている。2019年には、定額1,500万ユーロが新規および既存のインクルーシブ住宅開発に投資され、そのうち200万ユーロが自閉症者のための住宅用に確保された。

事前質問事項のパラグラフ30（c）への回答

217. 市町村や地域政府を対象とした調査は実施されていない。

政治的・公的活動への参加（第29条）

事前質問事項のパラグラフ31（a）への回答

218. 司法制度企画法により、被後見人の選挙権が回復した。選挙権を回復した30万人のうち、3,000人が欧州選挙に向けて投票登録を行った。

219. 国内法では、障害のある人は投票所で自らの意思により投票することが認められている。障害のある有権者は、投票用紙を封筒に入れ、その封筒を投票箱に入れ、名簿に署名する際に、自ら選んだ投票人の手助けを受けることができる。

220. 選挙運動のアクセシビリティに関しては、2015年以降、候補者は内務省が主催する視覚障害のある人がアクセシブルなウェブサイトに選挙公約をアップロードすることができるようになった。前回の欧州選挙に立候補した候補者は、わかりやすい版のマニフェストをオンラインで公開することができた。

221. 海外在住のフランス人のためのオンライン投票システムが開発されている。

222. 視聴覚コミュニケーションに関する法案では、選挙運動に関連する番組のアクセシビリティを向上させるための措置が規定されている。

223. 2022年の大統領選挙および立法府選挙のキャンペーンをアクセシブルなものにするために、各政党との協議が行われる。

事前質問事項のパラグラフ31（b）への回答

224. 全国障害者協議会では、障害のある人の代表組織を通じて、公務の遂行や講じられた措置の評価に障害のある人の十分な参加を確保することを目的とする改革が行われた（事前質問事項のパラグラフ34への回答参照）。

225. 政策策定の初期段階から障害のある人が参加できるように、公開協議が行われ、委員会（panels）が設置されている。

226. さらに、障害のある人は国の様々な委員会のメンバーとなっている（事前質問事項のパラグラフ2（c）への回答参照）。

III. 特定の義務（31〜33条）

統計及びデータ収集（31条）

事前質問事項のパラグラフ32への回答

227. 障害のある人のニーズに合わせて公共政策を調整できるよう、データ収集を改善するための取り組みが継続的に行われている。

228. 国は、データを収集するための体系的で調整された2つの方法を用意している。

- 一元化された行政データベース。例えば、現在始動中の県の障害者センターの新しい共通情報システム、成人障害手当の受給者を含む勤労所得補助金と基本的福祉給付金の受給者の全国制度横断サンプル、障害のある人の医療費と病院治療に関する情報を含む国民健康データベース、医療社会施設に入所している障害のある人の医療データと行政データを含むRESID-ESMSデータベース（現在構築中）がある。

- 2つのタイプの調査。

- インフォーマルな側面（感情、給付金の未受給、家族ネットワーク、インフォーマルな介護者、生活状態など）とフォーマルな側面（雇用や収入など）に関する年1回のテーマ別自己報告型調査。

- 障害に関連する問題の概要を把握するための一般的な調査。最も包括的な調査は10年ごとに行われ、次回は2021～23年に実施される予定である。

国際協力（第32条）

事前質問事項のパラグラフ33（a）への回答

229. 「人道的活動における障害のある人のインクルージョンに関する憲章」の採択を受けて、フランスは2018年12月に開催された武力紛争時における障害のある人の状況に関するアリア・フォーミュラ（Arria-formula）会合に参加した。その中でフランスは、この分野で取り組むべき4つの優先事項があることを指摘した。

- 障害のある人の保護

- ニーズ評価から人道的対応まで、すべての段階で障害のある人を含めること（憲章の批准を求めること）

- ニーズへの対応、それには特定のデータへのアクセスが必要であること（紛争状態に巻き込まれている障害のある人、特に子どもに関する特定のデータの収集を求める）

- 地雷除去を含む予防

230. フランスは、武力紛争における民間人の保護に関する議題で採択された、障害のある人の権利に関する安全保障理事会決議2475（2019年）を共同提案した。

231. また、フランスは、障害のある難民が人道的対応計画での考慮の対象とされることを保証する共同公約を支持した。

事前質問事項のパラグラフ33（b）への回答

232. 2014年から2020年の計画期間中に欧州地域開発基金と欧州社会基金が融資するプロジェクトのいくつかは、障害とアクセシビリティに関連している。

233. 欧州地域開発基金は以下への融資にも使われている。

- 観光地や公共の場での特別な設備

- デジタルおよびe-inclusionサービスの開発

- 研究プロジェクト

234. すべてのインフラ・プロジェクトにおいて、障害のある人の特定のニーズが一貫して考慮されている。

235. 欧州社会基金によるプロジェクトは、主として以下に関連している。

- 訓練と実習

- 労働市場への統合

- 文化的、身体的、社会的活動を通じた統合

236. 2014年から2020年までの欧州基金の使用に関するフランスと欧州委員会のパートナーシップ協定の起草とその実施の監視には、欧州問題に関するフランス障害者協議会をメンバーとするパートナーシップ協定に関する協議のための全国団体との協議が必要である。

国内での実施とモニタリング（第33条）

事前質問事項のパラグラフ34（a）への回答

237. 2017年以降、障害関連省庁間委員会の総合事務局によって調整された、障害とインクルージョンを担当する上級職員のネットワークの助けを借りて、省庁間政策が検証されている。これらの職員は、障害関連の問題がそれぞれの省庁の政策で考慮され、条約に関連する規定が実施されるようにすることを任務としている。

238. 障害関連省庁間委員会は毎年会合を開き、条約に基づく公約に沿った省庁間の工程表を作成している。

事前質問事項のパラグラフ34（b）への回答

239.国家人権協議会は、障害者団体の代表者を含む独立した行政機関である。同協議会は、人権および国際人道法に関連する問題について公的な意思決定者に助言し、国が国際的な公約を履行しているかどうかを監視する。

240. 2008年に設立された権利擁護官は、差別と闘い、条約の実施を促進・監視する責任を負う独立した憲法上の機関である。市民社会と協力して、権利擁護官は、障害の主な種類を代表する主な団体を集めた障害に関する合同委員会を設置している。

241. 条約の実施状況は、権利擁護官、国家人権協議会、欧州問題に関するフランス障害者協議会、全国障害者協議会の代表者で構成される監視委員会によって追跡されている。

事前質問事項のパラグラフ34（c）への回答

242. 障害関連省庁間委員会の総合事務局は、全国障害者協議会の事務局を兼ねており、全国障害者協議会には欧州問題や国際問題を中心に取り組んでいる委員会がある。障害関連省庁間委員会総合事務局は、社会的結合総局からの資金援助を受けて、人的資源、技術およびロジスティック支援を提供している。

IV. COVID-19 - 条約（特に第11条）に関する追加情報

COVID-19危機の中のロックダウン戦略および緩和戦略のもとで、障害のある人を支援するためにフランスがとった主な措置

A. COVID-19健康危機の中でフランスの採用したインクルーシブ政策が従った原則

243. わが国が直面した危機は、すべての人にとっての挑戦であった。

244. 特に、1,000万人の障害のある人と800万人の非公式な（つまり、公的介護サービス外の、臨時的な）介護者にとって特別な挑戦であった。ロックダウンの間、障害のある人への介護者による手助けはこれまで以上に必要とされた。これらの市民に対する政府の行動は、条約に基づいた諸原則に基づいている。

- 関連する障害のある人の権利に基づいたアプローチに従って、障害のある人の特定のニーズを十分に考慮しながら、しかし同時に差別することなく、健康危機の際に採用すべき生活様式について十分な情報を得た上で自ら決定できるような方法で、ロックダウンおよびその緩和措置をとること。

- 全国障害者協議会（National Consultative Council of Persons with Disability Associations）および障害者団体と常に協議しながら、これらの措置を策定すること。

- 障害のある人とそのインフォーマルな介護者、専門職、地域の支援システムとの連絡を促進するために設計された全国連帯サイト（https://solidaires handicaps.fr/）など、全国障害者協議会が立ち上げた事業を支援する（全国連帯サイトには、ロックダウン期間中、1日平均1,500件のアクセスがあった）。

- 健康危機と政府の対策について、アクセシブルかつ適切な方法で伝えること。例えば、すべての主要な省庁間発表のアクセシビリティを確保すること、すべての大統領声明にフランス手話言語通訳と字幕を提供すること、政府ウェブサイトのアクセシビリティを向上させること、わかりやすい版の情報資料を作成して広く普及させること（障害のある人との密接な協力により作成）、障害のある人やその家族、すべての関連専門職のための情報源として、障害や自閉症に関する問題についてよくある質問の2つのリストを作成して毎日更新すること（参照：https://handicap. gouv.fr/grands dossiers/coronavirus/を参照）。)

- 省庁間の運営と調整を通じて、インクルーシブな危機管理政策を展開する。

B. ロックダウン戦略の下で取られた措置

245. フランスのロックダウンは2020年3月17日に始まった。ロックダウン戦略の狙いにはは、障害のある人が引き続き社会的権利を行使できるようにすること、障害のある人の特定のニーズを満たす措置を採用すること、および非公式な介護者を支援することが含まれていた。

1. 権利の保護

246. まず第一に、政府は障害のある人を経済的に支援し、その権利を確保するためにいくつかの措置を講じた。

- 健康危機の間、成人障害手当、個人障害給付、障害児教育手当などの受給権や成人保護措置は、期限が切れると自動的に延長され、必要に応じて複数回延長された。

- 雇用リハビリテーション施設やサービスで働く障害のある人は、引き続き給与を受け取ることができた。

- 成人障害手当と個別住宅支援の受給者26万人が、子ども1人につき100ユーロの一回限りの支払いを受けた。

247. 県の障害者センターは、緊急時以外は閉鎖されていたが、障害のある人が必要な支援を継続して受けられるよう、電話サービスを拡充し、状況に応じて最適な通信手段（電話、電子メールなど）を用いて遠隔地からの要請をフォローした。また、医療・社会施設に滞在していた人の帰宅を支援するため、迅速な手続きを導入した。

2. インフォーマルな介護者への支援

248. 一般の学校と同様に、多くの医療社会デイスクールやデイケア施設は閉鎖せざるを得なかった。その結果、危機が始まったとき、36万人の障害のある生徒に加えて、約6万5,000人の子どもと3万人の大人が家にとどまることとされた。そのため、政府は日常的に介護をしている家族を支援するようにした。

障害のある子どもの親への保育・学習継続の支援

249. 障害のある子どもを自宅で世話するために休職した親には、社会保障制度により日当が支給された。

250. 各教育地区にはホットラインがあり、障害児の親が学習の継続に関して質問がある場合に連絡できるようになっていた。

251. 適切なデジタルツールにアクセスできない生徒や、障害のためにそのようなツールを使用できない生徒は、教育・青年省が郵便局と提携して企画した宿題計画に基づき、郵便で課題を受け取っていた。

252. 一方、一般の学校や教育ユニットで働くすべての教師、地域のインクルーシブ教育ユニットのコーディネーター、連絡先を務める教師、医療ソーシャルスタッフは、必要に応じてボランティアの特別支援教育アシスタントのサポートを受けながら、生徒やその家族と連絡を取り合い、アクセス可能で適応した学習教材や文書を提供した。

253. 教育・青年省は、Eduscol のウェブサイトで、教師や家族が特別な教育的ニーズを持つ生徒に授業を適応させるのに役立つ教材パッケージが入手できるようにした。

254. 医療教育機関などの医療社会的施設で働く専門教師は、教育・青年省と国立遠隔教育センターが提供するツールを利用することができた。「私のバーチャル・クラス」というツールは、感覚障害のある生徒の学習の継続性を確保した。

日常的な介護者のレスパイトの解決策

255. 通常、医療・社会的施設やサービスから支援を受けている障害のある人の世話をしている非公式な介護者は、在宅介護関連の問題を、当該施設の通常の電話番号または時間外の電話番号で連絡できる。このような場合に提供される一時的な支援の主な形態は、1時間またはそれ以上の家庭訪問と、専門職の同行による周辺地域の散歩であった。

256. レスパイトの解決策と緊急支援の提供を可能にするために、十分な数の寄宿学校と一時保護施設が、7～14 日間の施設滞在介護（繰り返しの利用も可能）を含め、利用できるようになっていた。

257. 家族は、家族手当基金の財源による、認可されたホームヘルプサービスの一定時間の支援を受ける権利もあった。

3. 健康管理へのアクセス

258. この危機を受けて、医療へのアクセスを容易にするための措置もとられた。これらの措置には以下のものがある。

- 国民健康保険でカバーされる遠隔診療

- 医師やリハビリの専門家を見つけられない人のための国民健康保険基金の電話番号の通知

- 補完的リハビリテーションを受けるための手続きの簡素化

- 薬剤師が期限切れの処方箋により追加の薬を提供する許可

- 医療機関や社会福祉施設・サービスの専門職によるホームケアの提供促進措置

- 救急医療における障害者対応窓口の設置

- 医療従事者（緊急医療機関および追跡チーム）が障害のある人のケースを適切に扱うためのツールの提供

4. 障害のある人の特定のニーズに対応するためのロックダウン規則の緩和

259. 特に自閉症、知的障害、注意欠陥・多動性障害、精神疾患のある人など、ロックダウンの結果、大きな行動上の問題や精神保健状態の悪化を経験した人を支援するために、障害のある子どもや大人の外出規則が緩和された。彼らの外出については、一人でも同伴でも、1時間以内・自宅から1km以内の限定や、頻度や目的の制限はなくなった。

260. 危機の間、障害のある人の入所サービスを継続していた医療社会施設では、面会の再開や家族の再会を可能にするため、国のロックダウン規則が早期に4月20日に緩和された。

C. ロックダウン緩和戦略の下で取られた措置

261. フランスでは、2020年5月11日から段階的にロックダウンが緩和された。

262. 最初から、障害のある人は他の人と平等に、通常の生活を再開することができた。障害を理由に特定のルールを課すことはなかった。しかし、ロックダウンの緩和プロセスを彼らの特定のニーズに適合させるために、追加の措置が取られた。

263. 慢性呼吸器疾患、糖尿病、腎不全、癌、心臓疾患、肥満など、公共保健高等評議会が定めた脆弱性基準に照らして特に脆弱な健康状態にある障害のある人は、提供された具体的な情報に基づいて、自宅に留まるか、通常の活動を再開するかについて、情報に基づいた選択を行うことができた。

264. 1億5千万ユーロが地域の医療機関に割り当てられ、サポートやレスパイトの解決策が可能な限り個人の事情に合わせて調整できるようになった。

1. 受給資格へのアクセスを簡素化する措置

265. 5月11日以降、ロックダウン中の措置に続き、特に教育指導の分野で、権利へのアクセスを容易にするためのさらなる措置がとられた。このような柔軟なアプローチにより、障害のある子どもたちとその家族は、最良の条件で2020/21学年度の学校生活に備えることができ、教育の中断を防ぐことができた。

266. ロックダウンが緩和されたため、県の障害者センターは、県レベルを含む他の公共サービスの再開のための取り決めに沿って、電話サポートの強化と予約のための遠隔通信ツールの使用を継続した。また、地域の状況を考慮して、対面式のサービスを順次再開した。

267. 健康危機に関連した制限のために雇用リハビリテーション施設やサービスが活動を再開できない場合、国は賃金補助金を全額支払い続け、障害のある労働者の給料を負担した。

2. 一般の学校または医療教育施設への復帰

268．障害のある学生は、政府が定めたスケジュールと手続きに従って、他の学生と同等に教育機関に戻ることができた。保護者は自分の子どもを学校に戻したいかどうかを選ぶことができた。クラスの人数は15人に制限されていたため、障害のある子どもは教育・青年省によって優先カテゴリーと定められた。

269. 特別支援教育アシスタントの新たな責任と職場復帰の条件を明確にするため、特定の規約が作成された。

270. デイスクールやデイケア施設の技術サポートチームが、5月11日以前に動員され、障害のある生徒が家族とともにロックダウンの終了に向けて準備できるよう支援した。

3. 就労への復帰

271. ロックダウン中に雇用主から自宅に送り返された障害のある人は、自宅で働くという選択肢の有無を問わず、他の従業員と同等に仕事に戻ることができた。テレワークは、可能な限りすべての労働者に推奨される勤務形態であった。そのため、障害者統合基金管理協会と公務員障害者統合基金は、障害のある人が仕事を続けられるように、必要に応じてテレワーク機器を障害のある人のニーズに合わせることができるよう、例外的な措置をとった。

272. 雇用リハビリテーション施設とサービスは、5月11日以前に、関連する保健規則を遵守しながら段階的に活動を再開した。仕事への復帰をできるだけスムーズにするために、作成された手配について、アクセシブルな通信手段を用いて各労働者に知らせるよう義務付けられた。

273. 雇用リハビリテーション施設およびサービスの専門職は、健康状態から自宅待機を勧められた障害のある人に対して、孤立や同僚との接触機会の喪失のリスクを減らすために、追加の家庭支援を行った。

274. 労働省は、雇用主が障害のある労働者のために必要な適応や労働条件の調整を行うのに役立つよう、COVID-19パンデミックの状況下でのさまざまなタイプの職場に対するガイダンスを含む一連の情報シートを配布した。

4. 非公式な介護者を支援する施策

275. レスパイトケアと緊急一時ケアの提供を確保するためにロックダウン中に取られた措置は、引き続き実施され、強化された。各地域の保健機関は、子どもに一時的なケアを提供できる施設を少なくとも1つ、大人にもそのような施設を少なくとも1つ指定することが求められた。

276. レスパイトの解決策は、児童福祉サービスでケアされている障害児および若年者の里親や成人里親にも導入された。

5. 医療ケアへのアクセス

277. ロックダウンの際に取られた措置はそのまま維持された。

278. リスクのある人や長期的な健康状態にある人のケアの継続性を回復し、ロックダウンの緩和プロセスを支援するために、国民健康保険制度で完全にカバーされる予防的な医療検診が導入された。

6. 障害のある人の特定のニーズに対応するための措置

279. レスパイトケアを受けるため、または障害のある人に付き添うために、100km以上の移動が認められた。この措置により、介護者の負担が軽減され、障害のある人が自宅から離れた場所で必要な治療を受けたり、必要な医療機関の診察に出向いたりすることが容易になった。

280. フェイスマスクの着用が困難な障害のある人は、公共交通機関などでの着用義務が免除された。しかし、そのような人は、免除されるべきであることを示す医学的証明書を取得する必要があった。また、可能であればバイザー（visor）を着用し、ソーシャル・ディスタンス（社会距離）を確保するなど、可能な限りの健康上の予防措置をとることが求められた。

D. 障害のある人と介護者のための危機支援ホットライン

281. ロックダウンの後、自宅に留まることを決めた障害のある人もいれば、治療を再開したり、単に日常生活を再開したりすることが困難な障害のある人もいた。また、ロックダウンによって特定の症状が悪化したため、この健康危機によって異なる複雑なニーズが新たに生じたケースもある。一方、介護者は、ロックダウンの間、特に懸命に働いていたため、支援やレスパイトの解決策をこれまで以上に必要としている。

282. これらのニーズに対応するため、国の障害者担当事務局（the State Secretariat for Persons with Disabilities）は、大統領が全国障害者会議で発表した全国ホットラインを予定よりも早く立ち上げ、現在の状況に合わせた取り組みを行うことを決定した（当初は2021年に立ち上げる予定だった）。

283. ホットライン0 800 360 360は、この危機の結果、解決できない大きな問題に直面し、どこに相談すべきかわからず、調整された、あるいは、地域的な対応を必要としている障害のある人や介護者のためのものでありろう者や難聴者も利用可能である。

（翻訳：佐藤久夫、曽根原純、松井亮輔）

1. See https://handicap.gouv.fr/le-secretariat-d-etat/acteurs/cncph/article/mandature-2020-2023- presentation-du-cncph-renove-et-de-ses-nouvelles-ambitions. [↑](#footnote-ref-1)
2. See annex 1. [↑](#footnote-ref-2)
3. See annex 4 on the main strategic lockdown and reopening measures for persons with disabilities in the context of the COVID-19 crisis. [↑](#footnote-ref-3)
4. See Annex 2 – Protected groups as of 31 December 2015, by sex and age. [↑](#footnote-ref-4)
5. See https://handicap.gouv.fr/, specifically the sections “Dossiers de presse” and “Comité

interministériel du handicap”. [↑](#footnote-ref-5)
6. See annex 3. [↑](#footnote-ref-6)